

県北広域振興局長告示第17号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月11日

県北広域振興局長 高 橋 信

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351300041	二戸市社会福祉協議会 遊舎	二戸市堀野字大川原毛 100番地10	社会福祉法人二戸市社 会福祉協議会	平成26年4月1日